

# iPadレンタルプラン 利用規約

## 第1条 (総則)

浜松ケーブルテレビ株式会社（以下、「当社」という）は、この「iPadレンタルプラン利用規約」（以下、「本規約」という）に基づき、iPadレンタルプラン（以下、「本サービス」という）を提供するものとして、本サービスを受ける者（以下「利用者」という）は、利用に先立ち本規約および別に定める「ケーブル・ウィンディインターネット接続サービス契約約款」の内容を承諾したうえで本サービスの提供を受けるものとします。

## 第2条 (本サービスの内容)

当社は、当社が指定するタブレット（付属品一式含む）（以下「タブレット」という）を表1に定める料金をレンタルします。

- 本サービスは、当社の独立したレンタルサービスであり、Apple Inc.その他メーカーが認定、後援、その他を承認したものではありません。

## 第3条 (本サービスの利用条件)

本サービスは、当社のインターネット接続サービスの契約者に提供します。

- 本サービスは、利用者および同居の家族以外の第三者に、譲渡または契約上の地位を継承することはできません。

## 第4条 (契約の成立)

本サービスの契約については、本サービスの利用を希望する者が本規約を承諾の上、当社所定の申込方法で申込を行い、当社が受諾した時に成立します。

- 当社は前項の申込があっても、次の場合にはその申込を承諾しないことがあります。
  - 申込内容に虚偽が認められた場合
  - 本サービスの利用を希望する者が、当社の提供する他のサービスで債務の支払いを滞った経歴がある場合
  - 本サービスの利用を希望する者が、本規約に違反するおそれがあると当社が判断した場合
  - 本サービスの提供が困難であると当社が判断した場合

## 第5条 (最低利用期間)

本サービスは、最低利用期間を3年（レンタル料金の請求開始月を含む36ヶ月）とします。本サービスのレンタル料金は、インターネット接続サービスの休止期間中も発生します。

なお、最低利用期間終了後は、利用者へタブレットを譲渡いたします。

## 第6条 (最低利用期間に基づく違約金)

利用者が最低利用期間内に解約を希望する場合は、満たない期間の利用料金（月額レンタル料×残月数）を違約金としてお支払いいただき、ご解約いただきます。

## 第7条 (最低利用期間内における機器の利用・保管等)

最低利用期間内のタブレットの所有権は当社にあるものとします。

- 利用者は、本規約および当社の指示に従い、タブレットを善良なる管理者の注意をもって利用、保管するものとします。
- 利用者は、タブレットを転貸、改造・改変してはなりません。
- 前項に違反した場合、本サービスの利用から生じるあらゆる損害に対して当社は一切の責任を負いません。
- 利用者がタブレットを紛失した場合は、満たない期間の利用料金（レンタル料×残月数）をお支払いいただき、ご解約いただきます。

## 第8条 (修理・交換等)

タブレットの利用開始から1年未満の自然故障（初期不良を含む）による修理・交換等が発生した場合、その修理・交換等に係る費用については無料です。

- 利用者の故意もしくは過失において、タブレットに故障、毀損等が生じた場合、もしくは1年以上経過後の自然故障の場合による修理・交換等は、表2に定める製造元の保証規定（有償）と同額の修理・交換費用をお支払いいただきます。
- 利用者は、タブレットに故障、毀損等が生じた場合は、直ちに当社へ通知するものとします。
- 第1項、2項によりタブレットの故障、毀損等が認められた場合、正常なタブレット（以下、「代品」という）を利用者に提供します。
- 前項で提供する代品は、新品または再生品とします。利用者はどちらにするか選ぶことはできません。

## 第9条 (アプリケーションの利用)

当社はタブレット上で使用するアプリケーションの動作保証はいたしません。

- 利用者がアプリケーションをインストールする場合は、利用者の責任において行うものとします。

## 第10条 (クーリングオフ)

本サービスはクーリングオフ対象外となります。タブレットのお受け取り後は当該タブレットの返品をお受けできませんので予めご了承ください。

## 第11条 (解約)

利用者が最低利用期間内に当社のインターネット接続サービスを解約した場合は、本サービスは自動的に解約となります。

- 利用者が本サービス利用期間中に、いずれかの当社サービス利用料の支払いを滞った場合は、本サービスは自動的に解約となります。
- 利用者が本サービスを解約しようとするときは、解約を希望する日の10日以前に当社に届け出、当社が受理した日を解約日とします。
- 利用者が最低利用期間内に本サービスを解約した場合、第6条に定める違約金をお支払いいただきます。

## 第12条 (免責事項)

本サービスの利用全般において、利用者起因して発生した損害については、当社は一切の責任を負わず、利用者がある責任においてこれを処理、解決するものとします。

- 本サービス利用におけるWi-Fi環境等の不具合、またはタブレットの故障、毀損等による原因により失われた情報の補償および直接的間接的に発生した損害に関して、当社は一切の責任を負わないものとします。また、タブレットを修理した場合も同様とします。

## 第13条 (本利用規約の変更)

当社は本規約を利用者に予告なく変更することがあります。その場合、本サービスの提供条件は変更後の利用規約によります。

## 第14条 (協議等)

利用者および当社は、本規約の各条項に疑義が生じた場合、誠意をもって協議の上解決するものとします。

## 付則

本規約は、平成27年1月1日より施行します。

## 表1：レンタル料金

① 利用開始から3年間（レンタル料金の開始月を含む36ヶ月）

タブレット（仕様）	レンタル料金
・iPad Air2 レンタル （容量16GB、画面9.7inch、解像度2,048×1,536、Wi-Fiモデル）	1,600円/月 ※
・iPad mini3 レンタル （容量16GB、画面7.9inch、解像度2,048×1,536、Wi-Fiモデル）	1,300円/月 ※

※ 3年間（36回）の継続支払いが必要です。インターネットサービスの休止期間も支払い義務があります。

② 利用開始から3年間経過後（レンタル料金の開始月を含む37ヶ月後から）

タブレット	料金
・iPad Air2 お客様に譲渡	0円/月
・iPad mini3 お客様に譲渡	0円/月

※ タブレット譲渡後の本規約は適用除外となります。

## 表2：修理負担金（平成27年1月1日現在の製造元保証規定料金）

タブレット	修理負担金
・iPad Air2	44,000円
・iPad mini3	33,000円

## 消費税について

表記の金額は全て税抜価格です。消費税は別途清算させていただきます。なお、本サービス期間中に消費税率が変更になった場合は、変更後の税率が適用となります。